諮問日:平成30年6月8日(平成30年度(最情)諮問第15号)

答申日:平成30年11月16日(平成30年度(最情)答申第47号)

件 名:司法研修所庁舎設備運転管理等業務契約の入札に参加するために特定の業

者が提出した文書の一部開示の判断に関する件(第三者苦情申出)

答 申 書

第1 委員会の結論

別紙1記載の各文書の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、別紙2記載の各文書(以下、併せて「本件対象文書」という。)を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断(以下「原判断」という。)は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、本件対象文書についての裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱(以下「取扱要綱」という。)記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成30年4月11日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1(2)に定める第三者から苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

苦情申出人の名称及び契約上の業務内容等が開示された場合,今後の入札参加において障害になると考えられる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

苦情申出人の名称及び契約金額については、インターネット上(発注者のホームページ)で公表されている情報であり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。) 5条2号イに規定する不開示情報に相当しない。また、契約書本文のうちその余の記載部分は、国等の契約における一般的な契約条項であり、同号イに規定する不開示情報に相当しない。

本件対象文書のうち仕様書部分については,発注者が受注者に依頼する役務 の内容を記載するものであり,発注者の業務内容に係る記載部分であるから, 当該記載部分を開示することにより、発注者の利益を害するおそれは考えられるものの、受注者の利益を害するおそれがあるとは通常考えられない。そして、原判断をするに当たって、発注者に対して意見を求めたところ、いずれの発注者も本件対象文書の開示について特段の意見を述べていないから、当該記載部分は同号イに規定する不開示情報に相当しない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

① 平成30年6月8日 諮問の受理

② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を収受

③ 同年8月24日 本件対象文書の見分及び審議

④ 同年10月19日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 本件対象文書を見分した結果によれば、原判断において不開示とされた記載 部分(以下「本件不開示部分」という。)は、苦情申出人の印影であり、法5 条2号イに規定する不開示情報に相当すると認められる。

苦情申出人は、苦情申出人の名称及び契約上の業務内容等が同号イに規定する不開示情報に相当する旨を主張する。しかし、当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、本件対象文書に係る契約は、いずれも契約期間を満了したものであり、いずれの契約についても、発注者のホームページにおいて苦情申出人の名称及び契約金額が公表されている上、いずれの発注者も本件対象文書の開示について意見がない旨を返答したとのことである。これらの事情を踏まえて本件対象文書の記載内容を検討すれば、本件対象文書のうち本件不開示部分以外の記載部分について、同号イに規定する不開示情報に相当する記載部分があるとは認められない。

したがって,本件対象文書のうち本件不開示部分のみが同号イに規定する不 開示情報に相当すると認められる。 2 以上のとおりであるから、原判断については、本件対象文書のうち本件不開示部分が法5条2号イに規定する不開示情報に相当し、その余の部分は不開示情報に相当しないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開·個人情報保護審查委員会

委	員	長	髙	橋		滋
委		員	久	保		潔
委		員	門	П	正	人

別紙1

平成29年度司法研修所庁舎設備運転管理及び警備業務契約の入札に参加するために,特定の団体が最高裁判所へ提出した次の文書

- 1 平成24年度以降,延べ床面積50,000㎡以上の建築物の設備運転管理業務について,1年以上継続して元請けした実績を有する者であること(組合等にあっては,組合等として実績を有すること)を証明する文書
- 2 平成24年度以降,契約対象施設の敷地面積が50,000㎡以上の常駐警備業務について,1年以上継続して元請けした実績を有する者であること(組合等にあっては,組合等として実績を有すること)を証明する文書

別紙2

- 1 請負契約書(平成24年度建物管理業務)
- 2 契約書(保安警備業務一式)